

石巻市地域福祉計画 (第4期)

いつも自分らしく生きるためにみんなで支え合う地域づくり

～ 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまちを目指します ～



令和4年3月

石巻市

はじめに ～地域共生社会を目指して～

今日の本市を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化や多発する自然災害、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響による活動制限などにより大きく変化しています。また、地域における関係性の希薄化の進行に加え、個人だけでは解決することが難しい複雑化・複合化する生活課題や社会的孤立防止への対応が求められております。



そのような状況においては、公的サービスに加え、地域において身近な住民同士が関わりを持ち続け、共に支え合うことを意識しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりがますます必要となっております。

本市におきましては、平成18年に石巻市地域福祉計画を策定し、「いつも自分らしく生きるためにみんなで支え合う地域づくり」の基本理念を継承しながら、その実現に向け様々な取組を進めてまいりました。この度、第3期の計画期間が終了することから、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会環境の変化へ対応するため「石巻市地域福祉計画（第4期）」を策定いたしました。

本計画は、「第2次石巻市総合計画」に基づき、市が取り組むべき共通の理念や方向性を明確にし、各福祉分野計画の上位計画として関連する個別計画と連携、整合性を図りつつ、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」の2つの計画を内包し、一体的な計画として、関係施策と連携して取り組んでまいります。

今後、本計画に基づき、すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる取組を進め、持続可能な地域共生社会を築くことを目指してまいります。そのためには、市民や石巻市社会福祉協議会、関係機関・団体の皆様と分野を超えて連携を図りながら取り組むことが重要になりますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力を賜りました石巻市地域福祉委員会委員の皆様を始め、アンケートやヒアリング調査に御協力をいただきました市民の皆様、民生委員・児童委員の皆様、関係団体各位に、心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

石巻市長 齋藤正美

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付けと計画期間.....	2
1 計画の位置付け.....	2
2 分野別計画等との関係.....	2
3 社会福祉法以外の福祉関連の制度改革.....	6
4 各行政計画の計画期間.....	7
5 本計画とSDGsとの関係.....	8
第3節 計画の策定体制.....	9
第4節 計画の進行管理.....	11
1 計画の推進体制.....	11
2 計画の進捗管理.....	12
3 計画の普及・啓発.....	12
第2章 現状と課題.....	13
第1節 本市の現状.....	13
1 現状.....	13
2 相談の状況.....	24
3 支え合いの支援体制.....	28
第2節 第3期計画の評価と課題.....	31
1 第3期計画の評価.....	31
2 課題.....	32
3 課題のまとめ.....	38
第3章 計画の基本的な考え方.....	39
1 基本理念（目指す地域福祉の姿）.....	39
2 地域での支え合いの考え方.....	40
3 圏域のとらえ方.....	41
4 基本目標.....	42
5 計画の体系.....	43

第4章 施策の展開.....	44
基本目標1 身近なことの変化に『気づく』地域づくり.....	44
施策の展開1-1 お互いを思いやる心を育みます.....	46
施策の展開1-2 顔の見える地域づくりを推進します.....	48
施策の展開1-3 困っている人を見逃さない気持ちを育みます.....	50
基本目標2 人と地域が『つながる』仕組みづくり.....	52
施策の展開2-1 必要な情報が得られ、	
身近で気軽に相談できる体制を整備します.....	54
施策の展開2-2 地域活動の担い手の育成支援と連携強化を推進します.....	56
施策の展開2-3 重層的・包括的な支援の仕組みづくりを推進します.....	58
基本目標3 安心して健やかな暮らしを『支える』体制づくり.....	60
施策の展開3-1 心と体の健康づくりを推進します.....	62
施策の展開3-2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します.....	64
施策の展開3-3 障害のある人が自立と社会参加できる支援体制を推進します...	66
施策の展開3-4 高齢者がいきいきと活躍でき、	
安心して暮らせる体制を推進します.....	68
施策の展開3-5 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します...	72
資料編.....	79
1 石巻市地域福祉計画策定の経過.....	79
2 石巻市地域福祉委員会条例.....	81
3 石巻市地域福祉委員会委員名簿.....	83
4 用語解説.....	84
5 地区ごとの状況（地区カルテ）.....	92
6 石巻市組織改編.....	102

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

東日本大震災から10年が経ち、この間、市民は地域の中で一丸となり復興へ向かって邁進し、新たな地域での定住とともにコミュニティの形成に努めてきました。その一方で、地域とのつながりを持つことが困難である市民が増え、地域の結びつきの希薄化が進行するなどの社会変化が現れています。

また、人口減少・少子高齢化や単身世帯の増加、地域の担い手不足による生活基盤の弱まり、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による地域活動の制限、多発する自然災害など地域には様々な課題があるほか、複数の生活課題を抱える市民もおり、個人だけでは解決できない課題が多く、一人ひとりのつながりや支え合いが今後ますます必要となってきます。

このような状況が全国に共通してみられることから、平成29年及び令和2年の2度、社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、市町村は地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する体制を整備するよう努めることとなりました。本市においても現在行っている各種相談支援体制を活かしながら、各分野が連携、一体となり重層的な支援体制を整備することを見据え、庁内及び関係団体と横断的な連携を図ることとしています。

すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活するためには、地域住民一人ひとりがつながりと絆を強め、各自が、地域で抱える課題を『我が事』として受け止める意識を醸成し、地域住民等が『丸ごと』つながり、支え合うことのできる社会の実現が必要です。

本市がこれまで推進してきた『次世代型地域包括ケアシステム^{※1}』は、高齢者に加え、子どもや障害者、生活困窮者等すべての市民を対象としており、国が示す『地域共生社会^{※2}』と目指す方向性は同一です。

本市では、引き続き『次世代型地域包括ケアシステム』を推進するとともに、行政はもとより社会福祉協議会を始めとする地域福祉に関する支援団体、地域、そして市民一人ひとりがそれぞれ主体的な行動をとり、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて協働し、地域全体で支え合う地域共生社会の実現を目指すため、石巻市地域福祉計画（第4期）を策定します。

※1 高齢者を対象に、誰もが住み慣れた地域で、「医療・介護・予防・生活支援・住まい」などのサービスが包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムを、子どもや障害者、生活困窮者等すべての市民に拡大した仕組みのこと。

※2 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すもの。

第2節 計画の位置付けと計画期間

1 計画の位置付け

地域福祉計画（以下「本計画」という。）は、人と人のつながりを意識して、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる地域づくり」を目指し、「地域住民の支え合い、助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、社会福祉法第107条に基づき策定するものです。

2 分野別計画等との関係

本計画では、本市の最上位計画である「石巻市総合計画」に基づき、市が取り組むべき共通の理念や方向性を明確にします。

また、平成29年6月に改正された社会福祉法（平成30年4月施行）では、地域福祉計画が各福祉分野計画の上位計画として位置付けられたことから、関連する個別計画と連携及び整合性を図りながら、地域が抱える課題に取り組み、「みんなが共に支え合う地域共生社会の実現」を目指します。

石巻市社会福祉協議会が策定する「石巻市地域福祉活動計画」についても地域福祉の推進を目的としており、同計画とも整合を図りつつ、相互に連携・協力しながら地域福祉を推進していきます。

本計画の枠組みである社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画の策定ガイドラインに掲げられている盛り込むべき事項は以下のとおりです。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護^{*}の在り方
 - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

^{*}自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護（成年後見制度^{※1}、日常生活自立支援事業^{※2}、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備）
- オ 避難行動要支援者^{※3}の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
- ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
 - ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO^{※4}等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号関係）
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号関係）
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号関係）

資料：「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成 29 年 12 月 12 日社援発 1212 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長・社会援護局長及び老健局長連名通知）による

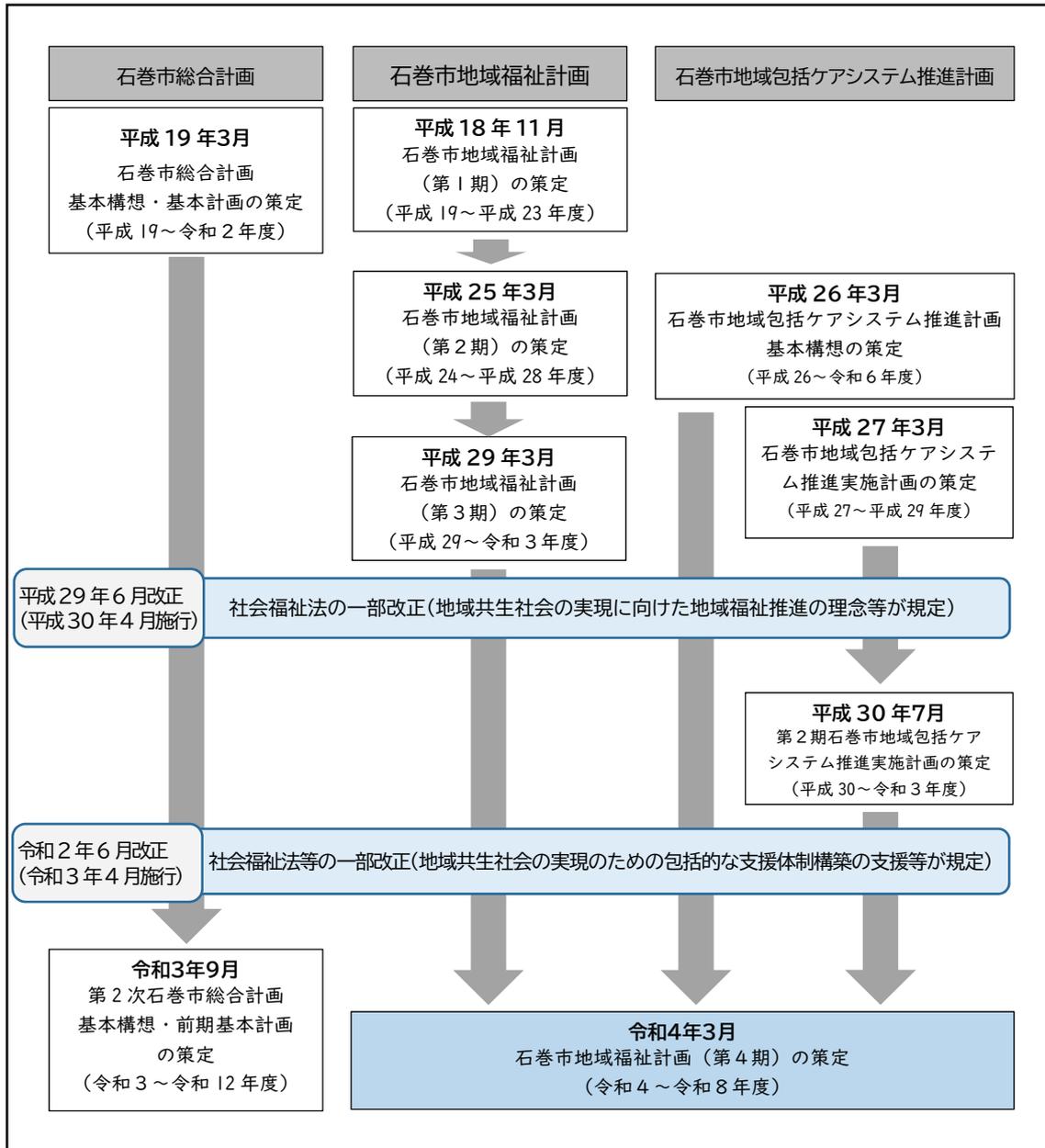
※1 認知症・知的障害・精神障害があるなどで判断能力が十分でない人の日常生活を法的に支援する仕組み。家庭裁判所によって選任された後見人等が、財産管理や契約の代理や取り消し、介護・医療へのサポート等を行う。本人や配偶者、4 親等内の親族などが家庭裁判所に対し、制度を利用するための申立を行うことができる。

※2 認知症・知的障害・精神障害があるなどで判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業。愛称は「まもりーぶ」。

※3 災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人を指す。

※4 Non-Profit Organization の略であり、「民間非営利組織」と訳され、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称を「NPO 法人」という。

【関連計画等の経緯】



〈石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画について〉

石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画は、医療、保健、福祉、介護、生活支援、地域コミュニティなどに携わる関係者によって構成される「石巻市地域包括ケア推進協議会」が策定しましたが、その理念や目指す方向性は、社会福祉法の改正に基づいた地域福祉計画と一致するものであることから、本計画に包含することとします。

本計画では、石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想で掲げた、高齢者以外も含めすべての市民を対象とした次世代型の地域包括ケアシステムの取組を一体的に推進し、地域全体で支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制の整備を目指します。

【石巻市地域福祉計画と他の計画の関連図】



3 社会福祉法以外の福祉関連の制度改革

(1) 生活困窮者自立支援制度

平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）の施行により、経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、制度や支援の狭間にあった市民に対する自立を支援する制度が整備されました。生活困窮の背景にはひきこもりなどの社会的な孤立も考えられることから、地域の中でそうしたことに気づき、声をかけ、支援につなげる連携体制の充実など、解決に向けて取り組むことが重要となります。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画

平成 28 年 5 月、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）の施行により、平成 29 年 3 月、国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。この計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさの調和に取り組むこと、市町村は国の計画を勘案して、令和 3 年度までに市町村計画を策定するように努めること、市町村による中核機関の設置ができるように努めることなども求められています。成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画等と一体的に策定する場合は、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に定める地方計画である旨の明記が必要となります。

本市では、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に定める成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画の中に位置付け、一体的な計画とし、統一の方針のもと、関係施策と連携して取り組めます。

(3) 再犯防止推進計画

平成 28 年 12 月、再犯防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）の施行により、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めることが求められました。再犯防止推進計画を地域福祉計画等と一体的に策定する場合は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める地方計画である旨の明記が必要となります。

本市では、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める再犯防止推進計画を地域福祉計画の中に位置付け、一体的な計画とし、統一の方針のもと、関係施策と連携して取り組めます。

4 各行政計画の計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化等に柔軟に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

【分野別計画と計画期間】

計画名	年度										
	令和3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	
石巻市総合計画	第2次（令和3～12年度）										
宮城県地域福祉支援計画	第4期（令和3～7年度）					第5期（予定）					
石巻市地域福祉計画	第3期	本計画（第4期：5年間）					第5期（予定）				
石巻市社会福祉協議会地域福祉活動計画	第3次（平成30～令和4年度）		第4次（予定）					第5次（予定）			
石巻市健康増進計画	第2次（平成29～令和8年度）						第3次（予定）				
石巻市自死対策推進計画	第1次（平成31～令和5年度）			第2次（予定）					第3次（予定）		
石巻市障害者計画	第4次（令和3～8年度）						第5次（予定）				
石巻市障害福祉計画	第6期（令和3～5年度）			第7期（予定）			第8期（予定）			第9期（予定）	
石巻市障害児福祉計画	第2期（令和3～5年度）			第3期（予定）			第4期（予定）			第5期（予定）	
石巻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第8期（令和3～5年度）			第9期（予定）			第10期（予定）			第11期（予定）	
石巻市子ども未来プラン	第2期（令和2～6年度）					第3期（予定）					

5 本計画とSDGs※との関係

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、国際目標SDGs(持続可能な開発目標)は、グローバルな課題解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには一人ひとりの行動、さらには国・県・市町村レベルでの取組が必要です。

令和2年7月、本市は「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、各種取組を展開しており、本計画を推進することにより、SDGsが定める17の目標のうち次の目標達成に貢献することになります。

SDGs(持続可能な開発目標)の「誰一人取り残さない」という理念と地域共生社会の実現は趣旨を共有しています。

本計画においても、地域福祉の推進に係る現状の課題を把握し、継続する取組と新たに取り組むべき事項を体系的に関連付けて実践し、市民が互いに支え合い、地域を共に創っていく社会の実現を目指すものとします。

【本計画が目指すSDGsのゴール】



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※Sustainable Development Goalsの略で日本語訳は「持続可能な開発目標」。2015年9月の国連サミットで193カ国の加盟国が全会一致で採択した、2030年までの開発目標で、17の目標などで構成されている。「誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していけるような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標。

第3節 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、以下の体制を構築するとともに市民等へのアンケート調査を実施し、広く市民の意見を聴取することに努めました。

(1) 地域福祉委員会

本市の実情にふさわしい計画内容とするため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域団体、関係行政機関等で構成し、地域福祉計画の策定・推進を担う「石巻市地域福祉委員会（以下「地域福祉委員会」という。）」を開催し、現況の分析や各種調査結果を踏まえた関係各方面の意見・提案を計画に反映するよう努めました。

(2) 地域福祉計画庁内検討部会

地域福祉委員会における円滑な協議を行うため、庁内関係部署で構成する「石巻市地域福祉計画庁内検討部会（以下「検討部会」という。）」を開催し、多岐にわたる関連事業の調整を行いました。

(3) 地域福祉に関するアンケート調査

①一般市民調査

地域の福祉環境や福祉活動に関する市民の意見・意向を把握するために、アンケート調査を実施しました。この調査結果から得られた市民の意見を地域福祉委員会及び検討部会で協議し、計画に反映するよう努めました。

②民生委員・児童委員[※]調査

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員の意見、意向を把握するために、アンケート調査を実施しました。この調査結果から得られた意見を地域福祉委員会及び検討部会で協議し、計画に反映するよう努めました。

③団体調査

地域福祉の重要な担い手であるボランティア団体、NPO法人等の意見、意向を把握するためのアンケート調査と、一部団体に対してはヒアリング調査も実施しました。この調査結果から得られた意見を地域福祉委員会及び検討部会で協議し、計画に反映するよう努めました。

[※]担当地域内の市民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する「社会調査活動」、地域住民が抱える問題の相談を受ける「相談活動」、社会福祉の制度やサービスの内容や情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」を行っており、地域福祉の増進の重要な役割を担っている。

【アンケート調査概要】

一般市民調査	調査対象	市内に在住の18歳以上の方2,000人を無作為抽出
	主な調査内容	1. ご本人について 2. 地域との関わりについて 3. 地域活動、ボランティア活動について 4. 地域福祉の在り方について
	調査期間	令和2年10月14日～10月31日
	調査方法	郵送配付・回収
	有効回答数	987票（有効回答率49.4%）
民生委員・児童委員調査	調査対象	市内で活動する民生委員・児童委員(330人)
	主な調査内容	1. ご本人について 2. 民生委員・児童委員としての活動について 3. 担当地区での活動状況・課題について 4. 福祉制度の変化への対応について
	調査期間	令和2年10月～11月
	調査方法	各地区民生委員児童委員協議会定例会で配付・回収
	有効回答数	308票（有効回答率93.3%）
団体調査	調査対象	市内で活動するボランティア団体、NPO法人等のうち35団体 (回答を得られた中から6団体にヒアリング調査を実施)
	主な調査内容	1. 団体の属性 2. 団体の活動について 3. 団体の現状について 4. 福祉制度の変化への対応について
	調査期間	【郵送調査】令和2年11月20日～11月30日 【ヒアリング調査】令和3年1月13日～1月14日
	調査方法	郵送配付・回収(一部メールにて配付・回収)
	有効回答数	29票（有効回答率82.9%）

※アンケート調査結果は、P.32からの第2章第2節2課題に掲載しております。

(4) パブリックコメントの実施

市民からの幅広い意見の把握に努めるため、令和3年12月13日～12月28日の期間において、本計画案を本市のホームページや担当課の窓口等で公開し意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

第4節 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、市民、地域、社会福祉協議会、関係機関・団体、本市がそれぞれの立場で、地域福祉の推進に向けて共に考え、協働していくための指針となるものです。

それぞれの立場からの気づきを共有し、地域が抱える課題の解決に向けて、あらゆる担い手がそれぞれの役割を果たしながら、共に取り組むことのできる体制を強化します。

(1) 市民参加による計画推進

市民一人ひとりが支援の「受け手」としてだけでなく、自身も地域を担う重要な一員であると気づききっかけづくりを促進し、市民が地域の「支え手」として主体的に活動できる環境づくりを目指します。

(2) 関係機関・団体等との連携強化

本市では、社会福祉協議会や関係機関・団体等との連携を図りながら、各種の施策を推進してきました。今後も各種の支援やサービスの提供等、それぞれが担う役割を適切に果たしながら、定期的な協議や意見交換を行うなど、本計画の推進に向けて協働し、更なる連携強化を図ります。

(3) 市の全庁的な推進体制の強化

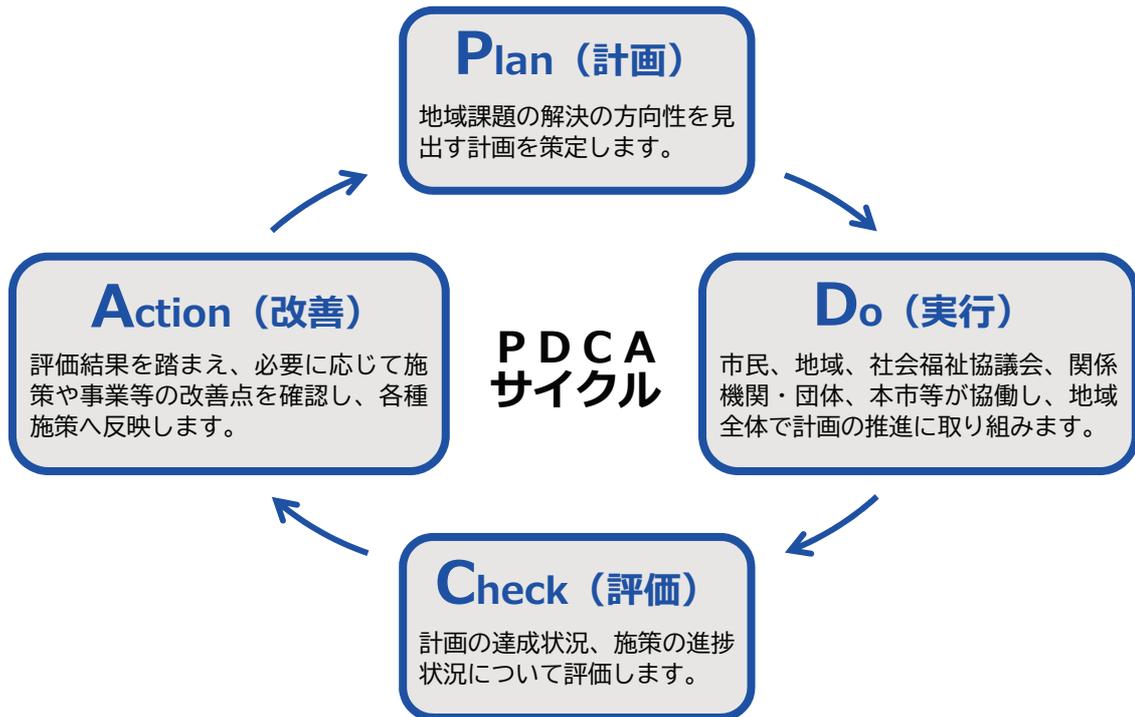
本市には、地域福祉の向上に向けて、各種の福祉施策を総合的に推進していくという重要な役割があります。その役割を果たすためには全庁的な取組が必要であることから、本計画及び関連する個別計画の担当課を中心として、関係部局を横断した連携を図ります。

また、市民や関係機関・団体等のあらゆる主体のニーズの把握と情報共有を行い、それぞれの地域が持つ特性や課題に合わせた施策を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画は、地域福祉の取組の効果的・継続的な推進に向けて、関係部局と連携しながらPDCAの考えに基づき、毎年度、計画の進捗確認と課題把握を行い、評価・検証を実施していきます。

なお、本計画の進捗状況の評価にあたっては、基本目標ごとに数値目標（KGI^{※1}）と評価指標（KPI^{※2}）を設定し、進捗状況の管理を行うこととし、その状況については、地域福祉委員会及び検討部会で審議し、施策・事業の見直し、改善を検討していきます。



3 計画の普及・啓発

地域共生社会の実現には、本計画で目指す地域福祉の考え方や取組について、市民、社会福祉協議会や関係機関・団体等、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って地域に参画し、連携・協働していくことが重要です。

そのためには、本計画についての周知・啓発が必要であることから、計画書（概要版含む）に加えて、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じた周知を図ります。

また、市民の地域への理解を深め、活動への興味を高めるため、町内会・自治会や民生委員・児童委員等を通じて、各地域での具体的な取組や活動事例等を紹介していきます。

今後は、アンケート調査による指標及び目標値の達成状況についてホームページ等に掲載することで、計画の進捗状況を周知するとともに、より多くの人々が地域福祉についての理解を深め、考えていただく機会を設け、地域福祉への参加・協力を求めていきます。

※1Key Goal Indicator の略。数値目標。定量的に示した最終的な目標（ゴール）。

※2Key Performance Indicator の略。重要業績評価指標。KGI 達成までの各プロセスの達成度をはかるもので、ゴールまでの中間指標となる。KPI は最新の総合計画や関連計画等に基づき設定する。

第2章 現状と課題

第1節 本市の現状

1 現状

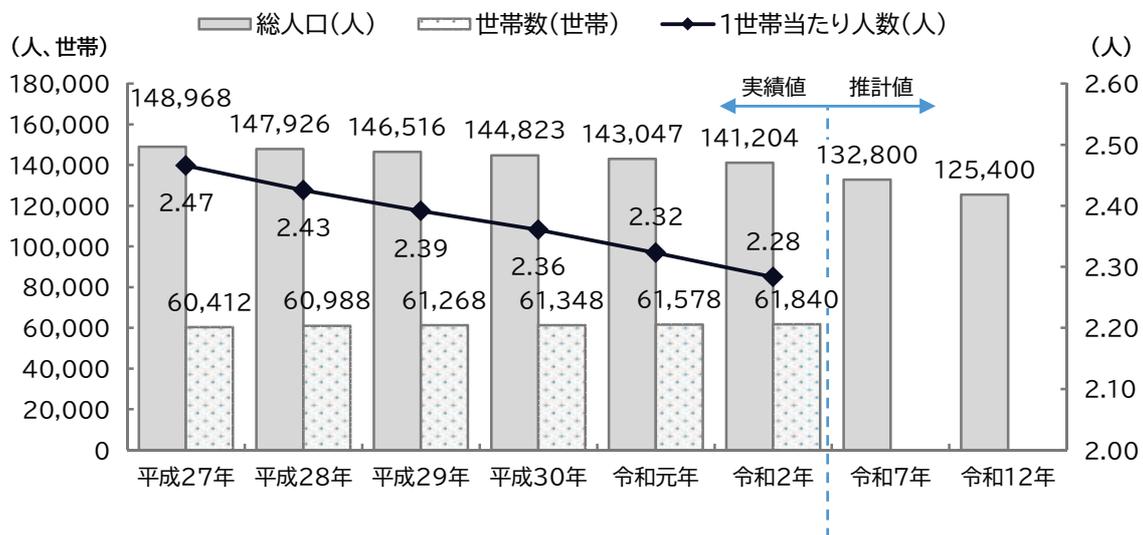
(1) 人口・世帯（総数）

① 総人口・世帯数

総人口をみると、平成27年以降減少しており、令和2年の総人口は、141,204人となっています。令和7年以降も引き続き減少傾向の見込みで、令和7年には132,800人、令和12年には125,400人の見込みとなっています。

世帯数については、1世帯当たりの人数は平成27年以降減少していますが、世帯数は平成27年以降増加し、令和2年は61,840世帯となっています。

【総人口・世帯数の推移】



資料：石巻市 実績値（令和2年まで）住民基本台帳（各年9月末現在）、
推計値（令和7年以降）第2次石巻市総合計画

②世帯状況

世帯状況の推移をみると、世帯数は増加傾向が続いており、令和2年度には61,976世帯と、平成27年度から1,333世帯増加しています。そのうち、65歳以上の高齢者のいる世帯は令和2年度には31,898世帯と全体の51.5%を占め、65歳以上の高齢者のみの世帯は令和2年度には18,453世帯と全体の29.8%となっており、世帯数、割合ともに増加傾向で推移しています。

特に、65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯については、令和2年度には10,622世帯と全体の17.1%となっており、平成27年度の8,371世帯（13.8%）から2,251世帯、3.3ポイント増と全体を上回る増加となっています。

【世帯状況の推移】

(単位：世帯)

区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
世帯数	60,643	61,006	61,236	61,402	61,625	61,976
65歳以上の高齢者のいる世帯	30,097	30,973	31,441	31,534	31,706	31,898
	49.6%	50.8%	51.3%	51.4%	51.4%	51.5%
65歳以上の高齢者のみの世帯	15,007	16,134	16,841	17,258	17,829	18,453
	24.7%	26.4%	27.5%	28.1%	28.9%	29.8%
ひとり暮らし世帯	8,371	8,963	9,462	9,732	10,179	10,622
	13.8%	14.7%	15.5%	15.8%	16.5%	17.1%
2人以上の世帯	6,636	7,171	7,379	7,526	7,650	7,831
	10.9%	11.8%	12.1%	12.3%	12.4%	12.6%

資料：宮城県高齢者人口調査（各年度3月末現在） ※割合は、実績値をもとに算出

(2) 年齢別人口

総人口については、減少傾向が続いています。0～14歳人口と15～64歳人口は大幅に減少する一方で、65歳以上人口は令和2年までは増加しており、人口の少子化と高齢化が進んでいます。年齢別人口の構成比の推移からも少子化と高齢化の進行がみられ、令和2年の高齢化率（高齢者人口割合）は33.3%となっています。

令和7年以降の推計では0～14歳人口、15～64歳人口に加えて65歳以上人口も減少傾向に転じる見込みとなっていますが、令和7年の高齢化率は34.3%、令和12年は34.4%と微増を続け、少子化と高齢化は少しずつ進行すると見込んでいます。

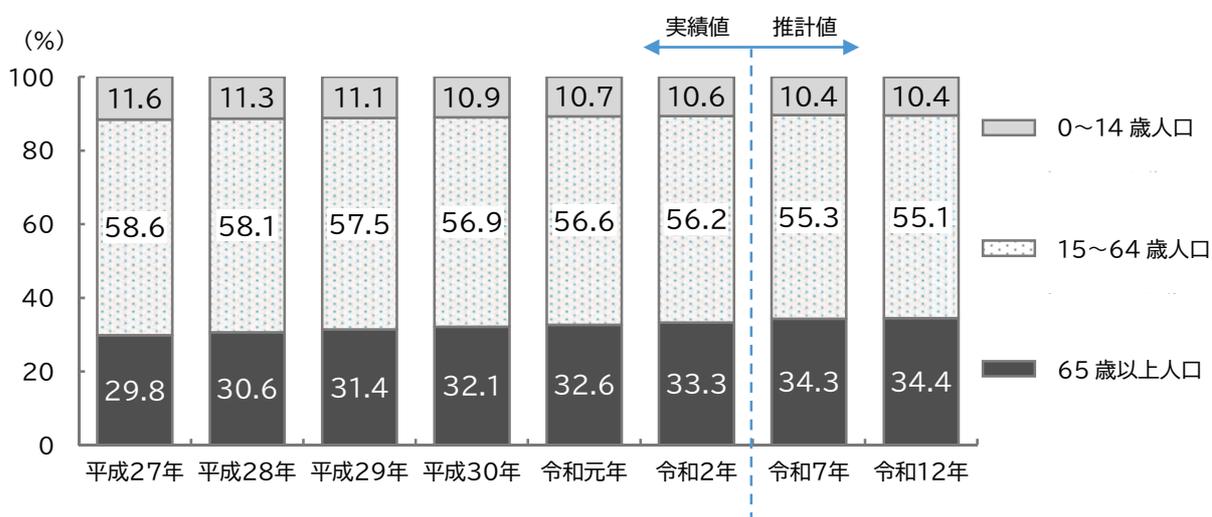
【年齢別人口の推移】

(単位：人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	148,968	147,926	146,516	144,823	143,047	141,204	132,800	125,400
0～14歳	17,227	16,756	16,284	15,821	15,324	14,929	13,800	13,000
15～64歳	87,298	85,880	84,182	82,449	81,019	79,320	73,400	69,200
65歳以上	44,443	45,290	46,050	46,553	46,704	46,955	45,600	43,200

資料：実績値（令和2年まで）住民基本台帳（各年9月末現在）、
推計値（令和7年以降）第2次石巻市総合計画

【年齢別人口の構成比の推移】



資料：実績値（令和2年まで）住民基本台帳（各年9月末現在）、
推計値（令和7年以降）第2次石巻市総合計画

(3) 人口動態（自然動態・社会動態）

人口動態をみると、自然動態（出生・死亡）については、死亡者数が出生者数を上回り、自然減が続いています。また、社会動態（転入・転出）についても、転出者が転入者を上回り、社会減が続いています。

ただし、転出者については平成30年以降わずかながら減少傾向であることがうかがえます。

【人口動態（自然動態・社会動態）の推移】

（単位：人）

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自然動態	出生者数	1,039	892	875	882	788	743
	死亡者数	1,799	1,828	1,850	1,958	1,967	1,971
	増減	△760	△936	△975	△1,076	△1,179	△1,228
社会動態	転入者数	4,191	3,987	3,871	3,994	3,659	3,331
	転出者数	4,507	4,222	4,361	4,551	4,371	3,917
	増減	△316	△235	△490	△557	△712	△586
増減		△1,076	△1,171	△1,465	△1,633	△1,891	△1,814

資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報（各年12月末現在）、人口動態総覧

(4) 健康

①健康寿命

本市の健康寿命は、男性は宮城県より短く 79.16 歳となっています。一方、女性は宮城県より長く 84.58 歳となっています。

【健康寿命（平成 30 年）】（単位：歳）

区分	男性	女性
石巻市	79.16	84.58
宮城県	79.85	84.29
全国	72.14	74.79

資料：宮城県「データからみたまやぎの健康-令和2年度版-」

※全国は平成 28 年

②生活習慣病疾病別死亡率（人口 10 万対）

平成 30 年生活習慣病疾病別死亡率（人口 10 万対）の中で、三大生活習慣病の悪性新生物^{※1}（がん）、心疾患^{※2}、脳血管疾患^{※3}の死亡率（人口 10 万対）は、すべての疾病で全国、宮城県の死亡率を上回っています。今後、生活習慣病予防の対策は重要となります。

【平成 30 年生活習慣病疾病別死亡率（人口 10 万対）】（単位：％）

区分	石巻市	宮城県	全国
悪性新生物(がん)	372.4	288.6	300.7
心疾患	253.3	168.4	167.6
脳血管疾患	137.8	105.7	87.1

資料：人口動態統計、宮城県衛生統計年報

※1 「悪性腫瘍」のことで『がん』とも呼ばれる。組織細胞が何らかの原因で変異し増殖を続け、他の組織との境界に侵食しながら体の正常な組織を破壊する。

※2 心臓に何らかの障害が起き、それにより血液の循環不全によって引き起こされる病気の総称であり、心臓病や心筋梗塞などが挙げられる。

※3 脳の血液のトラブルによって、脳細胞が破壊される病気の総称であり、主に「出血性脳血管疾患」と「虚血性脳血管疾患」に分類される。

(5) 子ども・子育て

①保育施設・幼稚園（入所児童・園児）

保育施設数は、令和3年度で54箇所となっています。0～5歳児人口の減少に伴って、入所児童数については、平成30年度から令和元年度にかけて減少しましたが、以降は増加に転じ、令和3年度には2,562人となっています。待機児童数については、平成29年度までは増加していましたが、以降は減少に転じ、令和3年度には8人となっています。

また、幼稚園数では、平成30年度に1箇所減少し、13箇所となっていましたが、令和3年度に1箇所増加し14箇所となっています。在園児数は平成28年度以降減少しており、令和3年度には1,061人となっています。

【保育施設の概況】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保育施設数(箇所)	41	46	49	53	55	54	54
入所児童数(人)	2,262	2,403	2,443	2,613	2,492	2,521	2,562
待機児童数(人)	45	62	78	21	15	12	8

資料：石巻市(各年度4月1日現在)

※保育施設数には、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育所(石巻市補助対象施設)含む

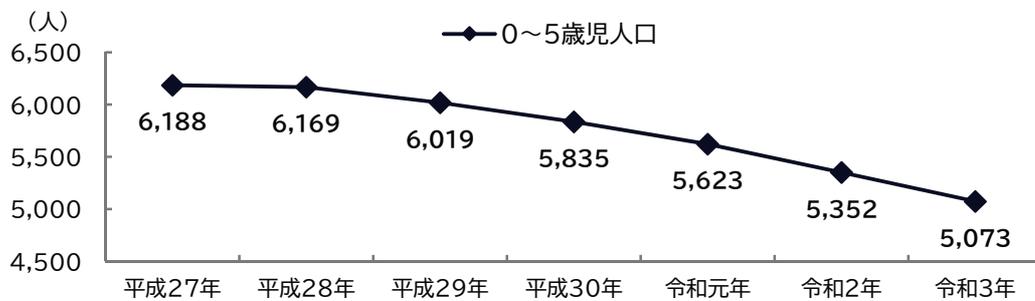
【幼稚園の概況】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼稚園数(箇所)	14	14	14	13	13	13	14
在園児数(人)	1,353	1,338	1,336	1,266	1,234	1,154	1,061
就園率※(%)	54.9	53.5	52.5	50.4	48.0	48.5	47.3

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）※幼稚園数には、石巻市内の園児が通園している市外の幼稚園を含む

※就園率：幼稚園修了者数÷小学校1学年児童数

【子ども（0～5歳児）人口の推移】



資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

②放課後児童クラブ

放課後児童クラブ数は、令和3年度で48箇所となっています。登録児童数については、平成27年度から令和2年度にかけて増加していましたが、令和3年度には減少に転じ、1,985人となっています。待機児童数については、平成28年度から令和2年度にかけて増加していましたが、令和3年度には減少に転じ、36人となっています。

【放課後児童クラブの概況】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
クラブ数(箇所)	34	43	45	47	48	48	48
登録児童数(人)	1,600	1,872	1,983	2,044	2,079	2,127	1,985
待機児童数(人)	136	35	51	87	95	171	36

資料：石巻市（各年度4月1日現在）

③小学校・中学校（校数、児童・生徒数）

小中学校数は、令和3年度で小学校は33校、中学校は令和3年度に1校減少し、18校となっています。

児童・生徒数についても、小中学校ともに減少傾向にあり、令和3年度で小学生は6,171人、中学生は3,335人となっています。

【小・中学校の概況】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学校数(校)							
小学校	36	36	35	33	33	33	33
中学校	20	20	19	19	19	19	18
児童・生徒数(人)							
小学校	7,025	6,783	6,589	6,518	6,426	6,318	6,171
中学校	4,031	3,932	3,760	3,520	3,404	3,323	3,335

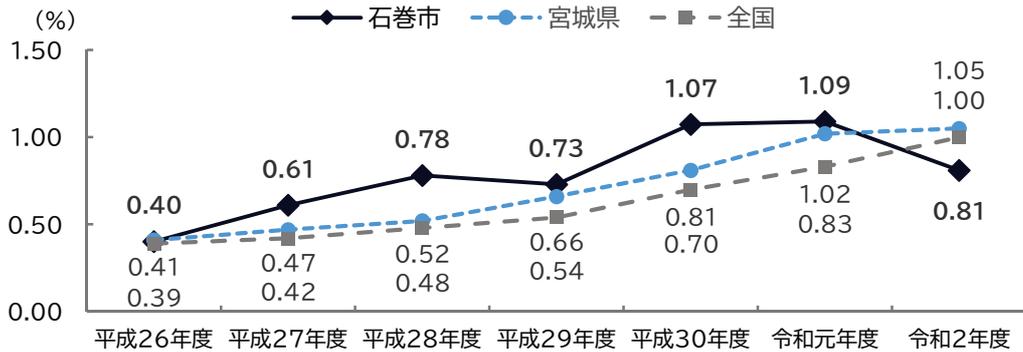
資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

④不登校児童・生徒の出現率

本市の小学生の不登校児童出現率は、令和元年度までは概ね宮城県、全国を上回り、増加傾向で推移してきましたが、令和2年度は減少に転じています。

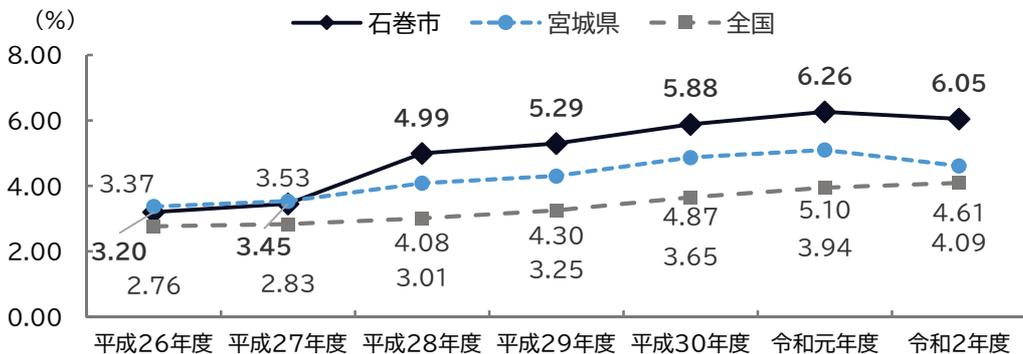
本市の中学生の不登校生徒出現率は、平成28年度以降は宮城県、全国を上回り、概ね増加傾向で推移しています。

【小学生の不登校児童出現率】



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

【中学生の不登校生徒出現率】



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(6) 高齢者（要支援・要介護認定者）

介護保険の要支援・要介護認定者数は、令和2年で9,487人となっており、平成27年から815人増加しています。認定率^{*}においても、平成27年と比較すると、令和2年は約0.6ポイント増加しています。

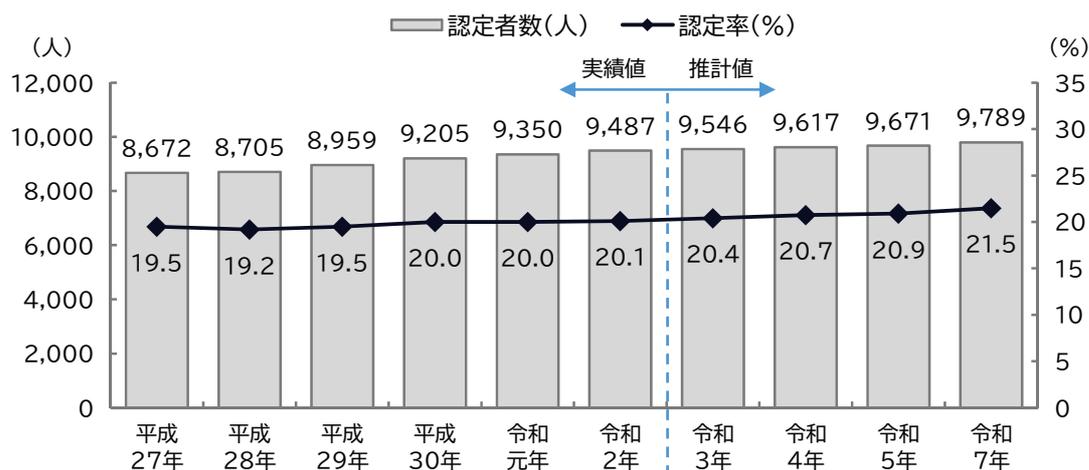
要介護度別の状況をみると、平成27年以降、要支援2が最も多い割合となっています。

【要支援・要介護認定者の状況（65歳以上対象）】

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
認定者数(人)	8,672	8,705	8,959	9,205	9,350	9,487	9,546	9,617	9,671	9,789
要支援1	1,516	1,423	1,521	1,632	1,618	1,606	1,609	1,615	1,617	1,622
要支援2	1,597	1,575	1,656	1,734	1,810	1,849	1,855	1,862	1,864	1,877
要介護1	1,526	1,529	1,505	1,496	1,488	1,498	1,507	1,518	1,527	1,547
要介護2	1,339	1,387	1,397	1,392	1,412	1,479	1,490	1,503	1,516	1,537
要介護3	961	1,060	1,087	1,079	1,101	1,109	1,119	1,133	1,143	1,164
要介護4	1,067	1,069	1,127	1,172	1,205	1,268	1,282	1,297	1,309	1,337
要介護5	666	662	666	700	716	678	684	689	695	705
認定率(%)	19.5	19.2	19.5	20.0	20.0	20.1	20.4	20.7	20.9	21.5

資料：石巻市地域福祉計画（第3期）（平成27年）、石巻市高齢者福祉計画・第7期及び第8期介護保険事業計画（各年9月末現在）令和3年以降は推計値。

【要支援・要介護認定者総数と認定率の推移（65歳以上対象）】



資料：石巻市地域福祉計画（第3期）（平成27年）、石巻市高齢者福祉計画・第7期及び第8期介護保険事業計画（各年9月末現在）

^{*}高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合。なお、認定率の計算において使用する被保険者数は、介護認定者の施設入所等に伴う住所地の関係で住民基本台帳の高齢者人口とは一致しないことがある。

(7) 障害のある人

障害のある人（手帳交付者）をみると、手帳交付者総数については、ほぼ横ばいとなっています。障害種別でみると、知的障害者、精神障害者が増加傾向であることがうかがえます。

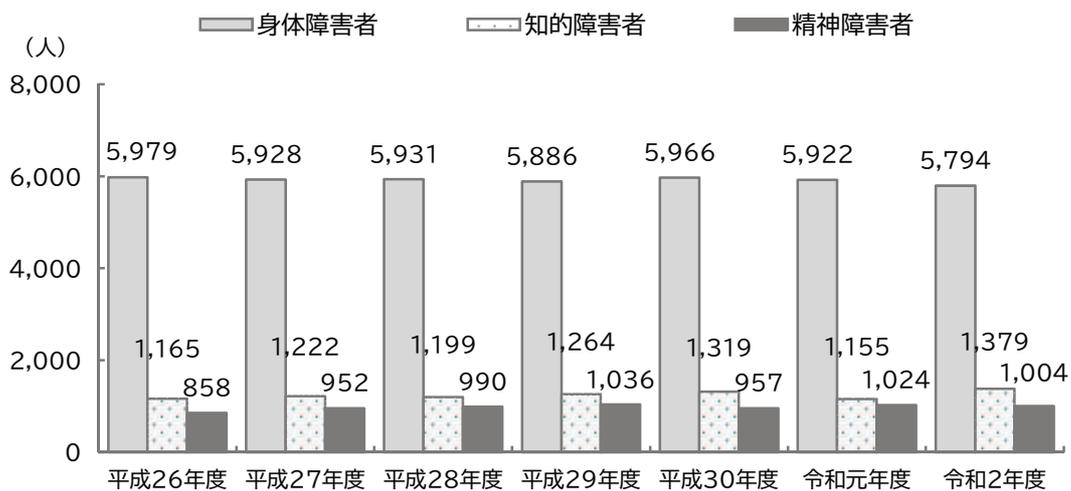
【障害者手帳交付者数の状況】

(単位：人)

区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
手帳交付者総数	8,002	8,102	8,120	8,186	8,242	8,101	8,177
身体障害者	5,979	5,928	5,931	5,886	5,966	5,922	5,794
知的障害者	1,165	1,222	1,199	1,264	1,319	1,155	1,379
精神障害者	858	952	990	1,036	957	1,024	1,004

資料：石巻市（各年度3月末現在）

【障害者手帳の種類別交付者数の推移】



資料：石巻市（各年度3月末現在）

(8) 生活保護

生活保護の動向について、被保護世帯及び被保護人員ともに増加傾向となっています。

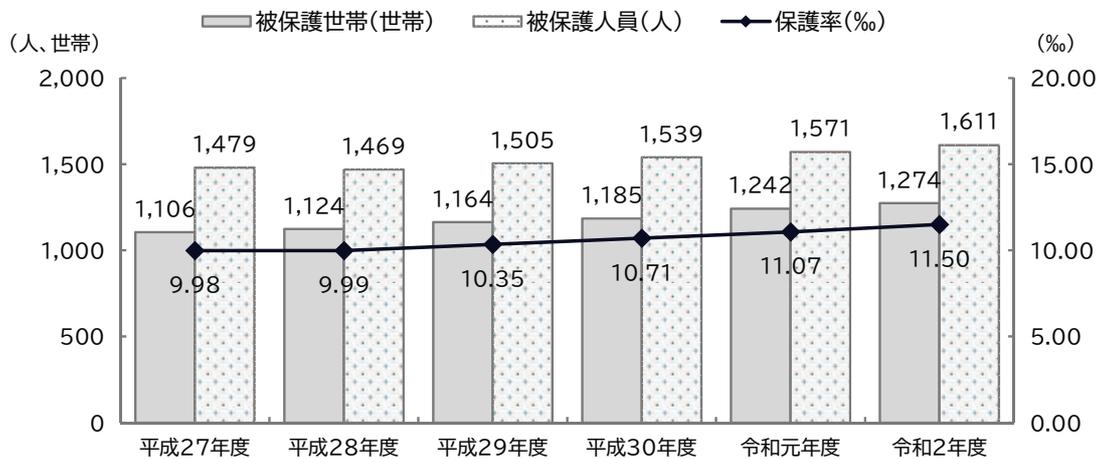
【生活保護の状況】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被保護世帯(世帯)	1,106	1,124	1,164	1,185	1,242	1,274
被保護人員(人)	1,479	1,469	1,505	1,539	1,571	1,611
保護率※(%)	9.98	9.99	10.35	10.71	11.07	11.50

資料：石巻市（各年度3月末現在）

※保護率=保護受給人員÷人口×1,000（単位：‰=パーミル、千分率）

【生活保護世帯、人員、保護率の推移】



資料：石巻市（各年度3月末現在）

2 相談の状況

(1) 市民相談センター

市民相談センターは、市民生活全般にわたる複雑多様な相談及び児童・母子相談を一つの窓口で受け付け、適切な支援につないでいます。

市民相談受付件数は、平成 29 年度の 863 件が最も多く、以降は減少傾向で推移しており、令和 2 年度には 746 件となっています。そのうち市民相談件数は、平成 30 年度の 565 件、家庭児童相談件数は、平成 29 年度の 305 件が最も多く、以降はいずれも減少傾向で推移しています。

【市民相談受付件数の推移】

(単位：件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
市民相談受付件数	691	774	863	854	774	746
市民相談	474	531	558	565	530	514
家庭児童相談	217	243	305	289	244	232

資料：石巻市（各年度3月末現在）

(2) 「福祉まるごと相談窓口」

「福祉まるごと相談窓口」は、石巻市ささえあいセンター※と各総合支所に設置されている相談窓口で、複雑で多くの困りごとを抱えている方に相談員が寄り添い、様々な相談機関につなぎ、円滑な課題の解決を目指しています。

「福祉まるごと相談窓口」の状況をみると、初回相談件数は増加傾向で令和 2 年度には 192 件の相談がありました。

※「福祉まるごと相談窓口」は、令和 4 年 4 月から総合相談センターへ業務を移管し、機能を継続していくこととしています。

【初回相談（相談者数）の推移】(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度
相談者数	108	192
電話	56	78
来所	49	108
訪問	3	6

資料：石巻市（各年度3月末現在）

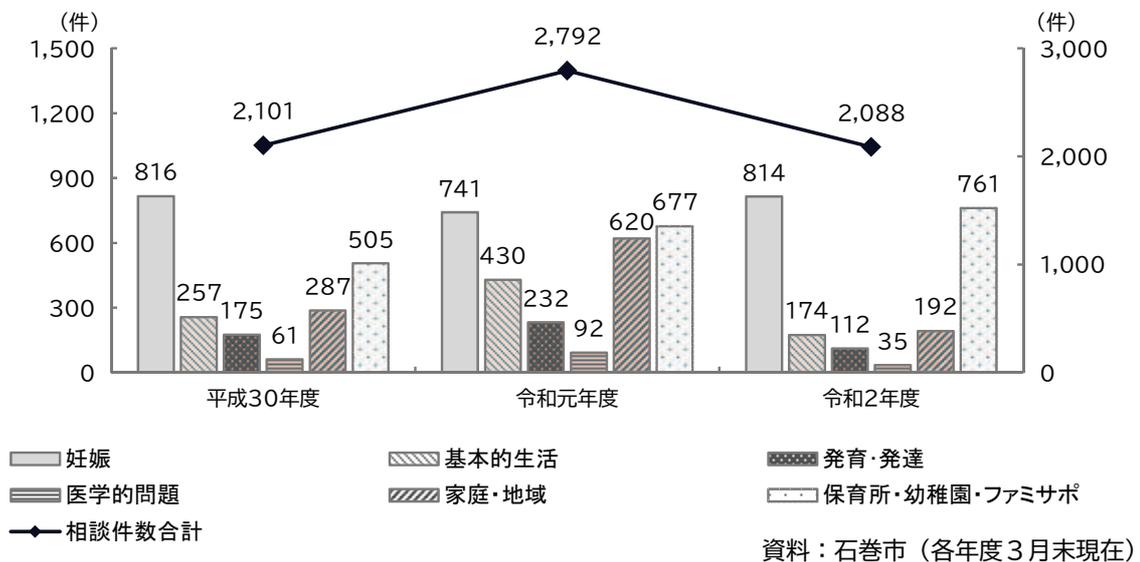
※市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の円滑な連携によるサービスの提供、地域住民相互の支え合いの推進、複合的な生活課題に対する包括的な相談支援など、地域包括ケアを推進する中核的な拠点施設。

(3) 子育て世代包括支援センター※

市内の各子育て世代包括支援センターに寄せられる相談件数の合計は、平成30年度から令和2年度にかけて2,000件台で推移しており、令和元年度が合計2,792件と、前後の年度に比べて700件ほど多く、令和2年度の減少は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で相談が控えられたことが考えられます。

妊娠、基本的な生活、発育・発達、医学的問題、家庭・地域、保育所・幼稚園・ファミリーサポートセンターなど様々な内容の相談が寄せられていますが、各年度とも妊娠や保育所・幼稚園・ファミリーサポートセンターに関する相談が多くなっています。令和元年度は家庭・地域を始め、基本的な生活、発育・発達、医学的問題で他の年度に比べて多く、幅広い相談が寄せられるようになっていきます。

【子育て世代包括支援センターの相談内容別件数】



※子育て世代への支援体制を強化するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援をコーディネートし、相談支援体制の充実及び関係機関との連携強化に向けた取組を行っている。

(4) 虐待に関する相談

全国的に虐待事案の重症化・複合化が問題となる中、本市では、各種虐待情報の共有及び対応の迅速化を図ることを目的として「虐待防止センター」を設置し、関係機関とのスムーズな情報共有と各種支援制度の横断的な活用によって、適切な対応を迅速に行っています。

各種相談件数等については、虐待防止センターで把握している相談件数となります。

①児童虐待

【児童虐待（相談件数）の推移】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
児童虐待等相談件数(件)	225	171	190	193	187	213
虐待種別(人)	68	74	60	79	98	124
身体的	29	27	22	30	26	27
心理的	10	25	8	18	18	28
ネグレクト	26	18	28	24	43	48
性的	3	0	1	2	3	1
その他・複合等	-	4	1	5	8	20

資料：石巻市（各年度3月末現在）※児童虐待等相談件数は、児童虐待、養護、特定妊婦等を含む

②高齢者虐待

【高齢者虐待（相談件数）の推移】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
養護者虐待相談件数(件)	46	45	61	40	75	77
虐待種別(人)	37	40	48	36	73	64
身体的	28	27	30	30	58	49
心理的	1	8	11	6	12	13
ネグレクト	3	1	3	0	2	1
経済的	5	4	4	0	1	1
性的	-	0	0	0	0	0
その他・複合等	-	0	0	0	0	0

資料：石巻市（各年度3月末現在）

③障害者虐待

【障害者虐待（相談件数）の推移】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
養護者虐待相談件数(件)	8	10	7	7	15	21
虐待種別(人)	3	8	2	4	12	18
身体的	2	7	1	4	10	11
心理的	-	0	1	0	1	1
ネグレクト	-	0	0	0	0	4
経済的	-	1	0	0	1	1
性的	1	0	0	0	0	1
その他・複合等	-	0	0	0	0	0

資料：石巻市（各年度3月末現在）

④ドメスティック・バイオレンス（DV）関係

【DV関係（相談件数）の推移】

(単位：件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
DV・女性相談件数	30	29	25	31	35	57
DV相談	23	16	23	16	23	43
女性相談	7	13	2	15	12	14

資料：石巻市（各年度3月末現在）

※女性相談とは、離婚や親権、家族関係（嫁・舅）等の相談を指す

(5) 生活困窮者自立支援に関する相談

生活困窮者自立支援に関する相談支援件数は、新規相談件数、延べ相談件数ともに増加傾向となっています。特に、令和元年度から令和2年度にかけて、大きく増加しています。各種相談件数等については、保護課で把握している相談件数となります。

【生活困窮者に対する相談支援】

(単位：件)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
新規相談件数	66	131	135	212
延べ相談件数	170	349	395	1,034

資料：石巻市（各年度3月末現在）

3 支え合いの支援体制

(1) 市社会福祉協議会

【役割】

石巻市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、地域福祉の推進を目的とした団体として、地域に暮らす住民の方々を始め、行政、民生委員・児童委員、社会福祉法人、福祉団体、保健・医療・教育など関係機関の協力、参加のもと、地域支援事業、ボランティアセンター^{※1} 事業、福祉学習推進事業、在宅サービス事業、復興支援事業など様々な活動を展開しています。

【事業】

地域支援事業では、地域の高齢者を始めとした市民が気軽に集まり、見守りや閉じこもりの防止につながる地域サロン活動への支援や、地域内の調整役として「地域福祉コーディネーター（CSC）^{※2}」を配置し活動強化を図るとともに、生活支援体制整備事業における「生活支援コーディネーター^{※3}」を兼務し、地域住民による情報共有・話し合いの場（第2層協議体）の設置に取り組んでいます。現在、本市では13人の地域福祉コーディネーター（CSC）が地域の支え合いの仕組みづくりや制度では解決できない「見えないニーズ」の対応・支援をアウトリーチにより行っています。

福祉学習の推進については、市内の小・中学校に助成金を交付するほか、家庭や地域において福祉についての理解を深めるため福祉学習プログラムを作成・活用し、子どもから大人まで福祉を身近に感じ学べる取組を行っています。

ボランティアセンター事業については、市内7箇所に窓口を設置し、地域で活動するボランティア団体をサポートしながら、ボランティアの育成に取り組んでいます。また、自然災害が発生した場合に迅速かつ効果的に支援活動が行えるよう災害ボランティアセンターの設置訓練や災害ボランティア^{※4}の登録制度を実施しています。

復興支援事業については、東日本大震災から10年が経過し、復興公営住宅や新興住宅地、既存の自治会を含めた新たな地域コミュニティの構築や地域の支え合いによる支援を継続して進めています。

法人運営としては、社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」及び「経営基盤強化計画」に基づき、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目標に掲げ、住民の方々にきめ細かい情報提供とフォローアップを行うとともに事業運営の透明性の確保、財務規律の強化を図りガバナンス強化に取り組んでいます。

※1 ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

※2 地域において、要援護者に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行う福祉の専門職。

※3 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

※4 災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っている。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の主な活動としては、担当地域内の市民の実態や福祉ニーズを把握する「社会調査活動」、地域住民が抱える問題の相談を受ける「相談活動」、福祉に関する制度やサービスの内容や情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」を行うとともに、地域住民へ声かけや見守りを行い、地域における支え合い活動の中心として重要な役割を担っています。

【民生委員・児童委員の地区ごとの配置状況】

(単位：人)

区分	定数	現員	区分	定数	現員
石巻地区	17 (2)	16 (2)	釜・大街道地区	26 (2)	20 (2)
住吉地区	34 (2)	32 (2)	河北地区	40 (2)	37 (2)
門脇地区	9 (2)	7 (2)	雄勝地区	12 (2)	12 (2)
湊地区	22 (2)	21 (2)	河南地区	43 (3)	38 (3)
山下地区	18 (2)	17 (2)	桃生地区	19 (2)	19 (2)
蛇田地区	37 (2)	34 (2)	北上地区	11 (2)	11 (2)
荻浜地区	9 (2)	9 (2)	牡鹿地区	18 (2)	13 (1)
渡波地区	31 (2)	30 (2)	復興枠 ^{※1}	7	0
稲井地区	17 (2)	17 (2)	計	370 (33)	333 (32)

資料：石巻市（令和3年3月現在）

※（ ）は主任児童委員を再掲

(3) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進のため、介護、福祉、健康、医療等様々な面から包括的に支援する役割を担う機関です。高齢者向けの介護予防^{※2}教室の実施、住民からの相談対応、訪問等による実態把握調査、介護保険制度や福祉サービスへの適切な支援等、幅広い事業を行っています。

【地域包括支援センターの一覧（市内12箇所に設置）】

名称	担当地区	名称	担当地区
石巻市中央地域包括支援センター	中央	石巻市河北地域包括支援センター	河北
石巻市稲井地域包括支援センター	稲井・住吉	石巻市雄勝地域包括支援センター	雄勝
石巻市蛇田地域包括支援センター	蛇田	石巻市河南地域包括支援センター	河南
石巻市山下地域包括支援センター	山下・釜・大街道	石巻市ものう地域包括支援センター	桃生
石巻市渡波地域包括支援センター	渡波・荻浜	石巻市北上地域包括支援センター	北上
石巻市湊地域包括支援センター	湊	石巻市牡鹿地域包括支援センター	牡鹿

資料：石巻市（令和3年3月現在）

※1 震災後に整備された新市街地や復興公営住宅等のように、人口の増加が見込まれる地域で町内会や行政区が未設置の箇所は民生委員・児童委員の定数確定が難しいことから、そのような地域に民生委員・児童委員を加配する場合のために設定した枠のこと。

※2 介護保険制度に導入された概念。高齢者が、寝たきり等の要介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化することがないようにすることを意味する。

(4) 子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目的とし、子育て世代への支援体制を強化するため、地域の身近なところで気軽に利用できる相談支援及び関係機関との連携強化に向けた取組を行っています。

妊娠期から出産・子育て期までの各ステージを包括的に支援するため、「基本型^{※1}」・「特定型^{※2}」・「母子保健型^{※3}」が連携し合うことで機能する仕組みとなっています。

【子育て世代包括支援センターの一覧(市内 11箇所を設置)】

区分	設置箇所	区分	設置箇所
基本型 (3箇所)	石巻市福祉部子育て支援課	母子保健型 (7箇所)	石巻市健康部健康推進課
	いっしょ issyo えきまえ		石巻市河北総合支所市民福祉課
	いっしょ issyo へびた		石巻市雄勝総合支所市民福祉課
特定型(1箇所)	石巻市福祉部子ども保育課		石巻市河南総合支所市民福祉課
			石巻市桃生総合支所市民福祉課
			石巻市北上総合支所市民福祉課
			石巻市牡鹿総合支所市民福祉課

(5) ボランティア団体・NPO等

ボランティア活動は一人ひとりの自発的な意志に基づき、金銭的な利益等の見返りを求めることなく、社会的活動等に携わる活動を指します。その活動は個人で行うものや、グループを形成し、それらに所属して行う場合等多様な活動方法があります。震災以降、本市でも増加傾向にあるNPO等による活動も、ボランティアの力によって支えられています。しかしながら、震災から10年が経過し補助金の終了等に伴い活動資金が確保困難となる課題もあり、ボランティア団体・NPO等の活動終了や縮小化の動きがみられる可能性があります。また、市民の生活・住環境の変化に合わせ活動内容を見直ししている団体もあります。

近年では、企業が事業活動を通じて、自主的に社会貢献するCSR^{※4}も広まっており、地域社会の担い手、あるいは支援者として活動する企業の取組も必要です。

※1 福祉部子育て支援課に総合窓口を設置するとともに、委託により民間子育て支援団体にも相談窓口を設置し、子育て家庭の相談支援とつなぎ役、地域にある施設、事業の総合的な情報集約を実施し、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行う。

※2 保育施設に関する相談を行う。

※3 妊娠期から子育て期までの母子保健等に関する相談や、手厚い支援を要するものに対する支援プランを策定し、そのプランに基づき継続的に支える。また、妊産婦等が必要な母子保健サービス等の情報提供を行う。

※4 Corporate Social Responsibility の略であり、企業の社会的責任と訳される。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

第2節 第3期計画の評価と課題

1 第3期計画の評価

下記の各実績値は、地域福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）による指標となっています。

基本目標1 ともに協力し支え合う地域づくり

指標	評価の視点	実績値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	評価	目標値 (令和3年度)
近所付き合いの満足度 (親密に付き合っている人の割合)	地域活動の基盤で、地域の親密度をみる指標	17.2%	10.5%	☂	60%
地域で支え合っていると 感じる市民の割合	地域コミュニティの自立度を市民意識からみる指標	12.5%	8.5%	☂	60%
地域活動(自治会行事等)	地域活動への参画意識をみる指標	34.9%	33.2%	☁	70%

基本目標2 地域福祉を担う人づくり

指標	評価の視点	実績値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	評価	目標値 (令和3年度)
地域で手助けが必要な人への支援	地域活動や支え合いの参画意識をみる指標	6.8%	5.6%	☁	60%
地域活動やボランティア活動に参加した人の割合		11.1%	9.7%	☁	60%

基本目標3 地域福祉サービスの基盤づくり

指標	評価の視点	実績値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	評価	目標値 (令和3年度)
民生委員児童委員の認知度	地域における保健福祉分野への関心の高さの指標	34.3%	43.9%	☁	70%
地域包括支援センターの認知度		24.2%	38.1%	☁	70%
地域包括ケアシステムの認知度		—	14.0% (※地域共生社会の認知度)	—	60%
生活困窮者自立支援制度の認知度		—	23.3%	—	50%

基本目標4 新たな地域コミュニティでの健康づくり

指標	評価の視点	実績値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	評価	目標値 (令和3年度)
心身ともに健康であると 感じている人の割合	心身ともに健康であること で、地域においていきいきと生活できているかをみる指標	—	79.3%	☀	60%
趣味や特技等の生きがい を持っている人の割合	生きがいを持つことで日々の生活の中で目標を持ち、自分らしく生活できているかをみる指標	54.9%	70.9%	☁	80%

【評価区分】

☀:目標値達成 目標を達成
☁:横ばい H27と比較して、-3.9%~+3.9%
☂:低下 H27と比較して、4.0%以上低下
☂:向上 H27と比較して、4.0%以上向上

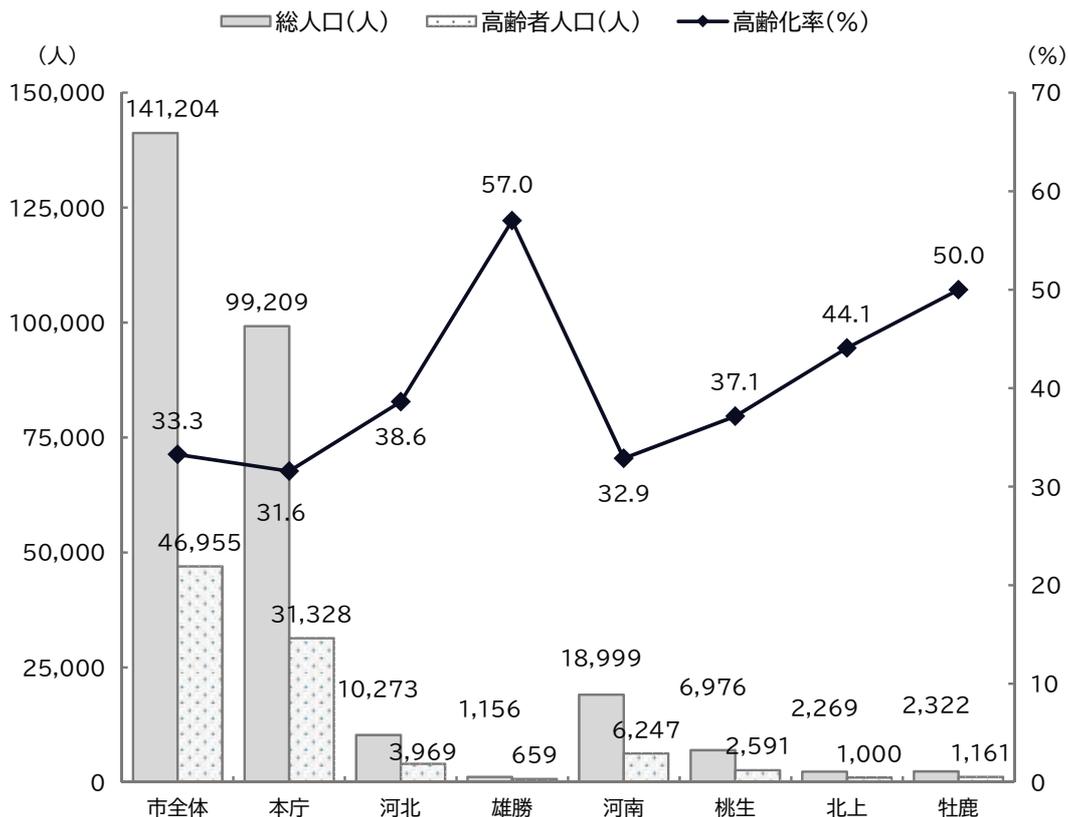
※各指標の実績値については、1選択肢のみの数値となっています。

2 課題

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

- 本市の0～14歳人口と15～64歳人口が大幅に減少する一方で、65歳以上人口は増加しており、令和2年9月末時点の高齢化率は33.3%と超高齢社会※となっています。それに伴い、65歳以上のひとり暮らし世帯の大幅な増加がみられます。今後は65歳以上（高齢者）人口も減少に転じる見込みですが、総人口はそれ以上に減少する見込みで、少しずつですが少子高齢化は着実に進行すると見込んでいます。
- 半島沿岸部では東日本大震災前からの人口減少に加え、震災による被災のため住居移転を余儀なくされた方も多く、人口減少とコミュニティの衰退に拍車がかかるとともに、高齢化率が著しく高く、地域活動の担い手不足等の課題を抱えています。
- 他の地区でも、被災者は新たな住まいへの居住が進み、コミュニティの再編が図られる中、地域になじめないことなどによる孤立化のほか、経済格差から貧困の問題などの懸念もあります。

【地区別人口と高齢化率】

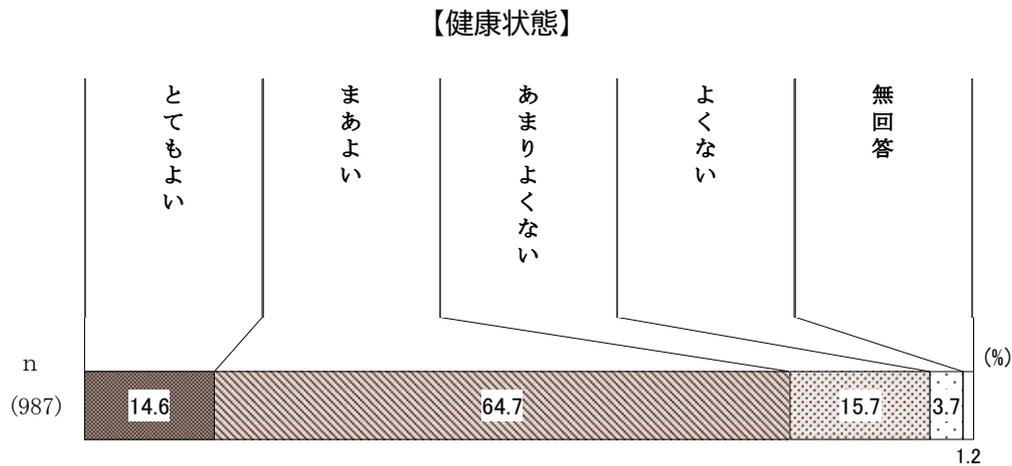


資料：住民基本台帳（令和2年9月末現在）

※高齢化率が人口の21%を超えている社会。

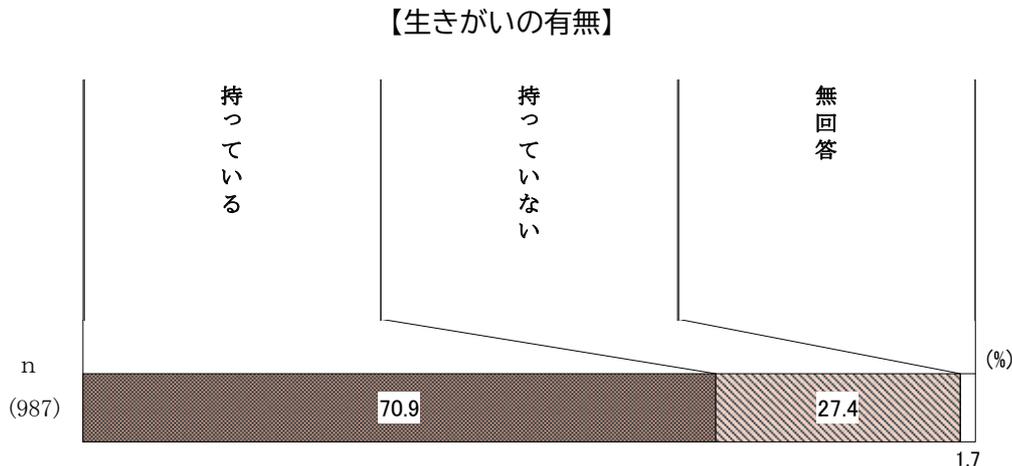
(2) 健康づくりと生きがいづくりの推進

○アンケート調査では、多くの市民が「健康である」という状況にあるものの、年齢別にみると高齢者の回答では「健康である」割合が低くなっています。震災後の生活環境の激変や、コロナ禍による制限された生活の長期化により、心身機能の低下やフレイル^{*}の進行が懸念されることから、地域での見守りや気づきの重要性を再認識し、閉じこもりや機能低下の防止へつなげる支援が必要です。



資料：石巻市地域福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）

※アンケート調査結果内の「n」とは、調査数（number of cases）の略で、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことです。



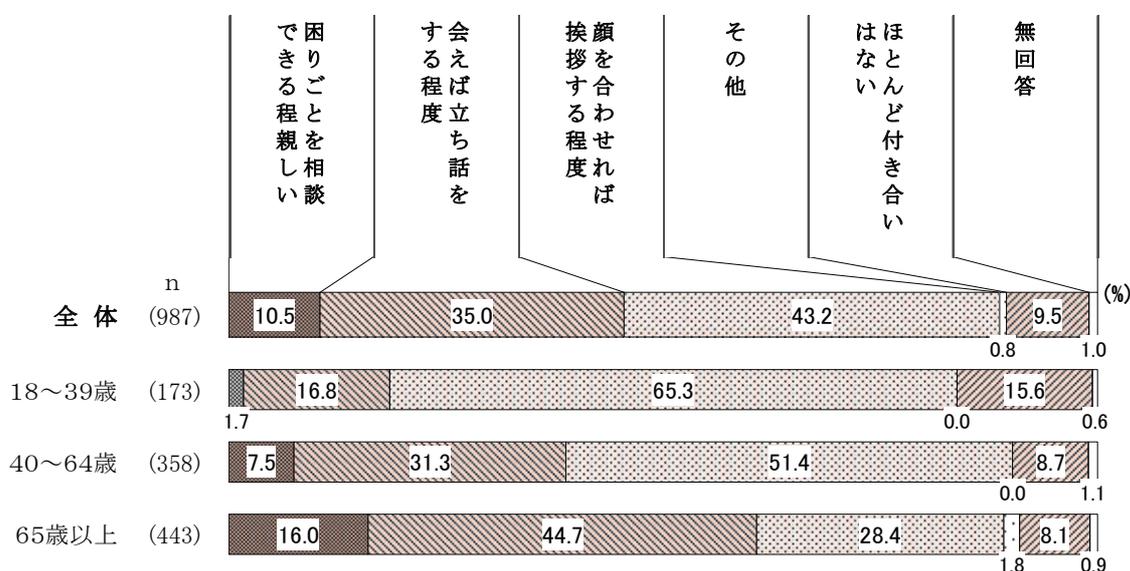
資料：石巻市地域福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）

^{*}要介護状態に至る前段階として位置付けられ、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

(3) 地域での支え合いの意識の浸透

- 長引くコロナ禍によって人と人との交流が図りにくくなっている中、困りごとの相談ができる程親しいという回答は約1割にとどまり、特に若い世代で地域とのつながりを持っていない割合が高いことから、意識醸成を図る必要があります。
- これまで主に市の取組によって支えられてきた課題についても、今後は地域での助け合いや支え合いと共に取り組んでいくことが必要となっています。そのような中、地域での支え合いの意識があると感じている市民は約5割であることから、支え合いや助け合いの意識の向上が必要です。
- 日頃の地域コミュニティが、災害時など有事の際に有効となるため、地域ぐるみによる意識の向上が必要です。

【近所付き合いの程度】



資料：石巻市地域福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）

※回答者数について、全体の合計と年齢別の合計は、年齢項目の無回答者がいるため一致しません。

(4) 人の権利を尊重する意識と制度の周知・啓発

- 本市における虐待や家庭内暴力（DV）に関する相談は増加傾向にあります。
- アンケート調査では、認知症*や知的障害等によって判断能力が不十分な人の権利を守る成年後見制度について知っている市民は3割半ばと少なくなっています。
- 子どもから高齢者、障害のある人を含め、すべての人の人権が尊重され、権利が守られる社会の実現に向け、あらゆる世代に向けた福祉意識や権利擁護の啓発、権利擁護に関する制度の周知、差別や偏見、虐待等の人権侵害を見逃さない意識づくりが必要です。

*加齢に伴う脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく症状。「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」「レビー小体型認知症」等の種類がある。

(5) 地域を担う人材の育成

- アンケート調査では、「地域づくりを支援してくれる人材」は市民、民生委員・児童委員、団体に共通して必要と考える人が多くいる一方で、市民の地域活動やボランティアへの参加経験があるという回答は約1割にとどまり、地域活動を行う人材は不足しています。
- できる範囲ではあるものの、地域で手助けを必要としている人を手助けしたいと約8割が回答しています。
- 地域活動・ボランティア活動をしたことがない人のうち、何らかの活動意向がある人が約5割となっていることから、実際の活動への参加につなげるための情報発信やきっかけづくりを積極的に行うことが必要です。

(6) 民生委員・児童委員の負担の軽減

- 民生委員・児童委員の多くが65歳以上の高齢者で経験年数が4年以下と短く、活動にあたって様々な悩みを抱えています。
- 民生委員・児童委員としての経験年数が長いほど、何らかの役職との兼任をしている人が多くなっています。
- 経験年数の短い民生委員・児童委員ほど、専門機関との連携が弱いことから、関係機関とのつながりの強化や訪問活動のサポートなど、悩みや負担の軽減に向けた支援が必要です。

(7) 団体の活動継続に向けた支援

- コロナ禍による制限に伴う負担は、地域活動の内容の見直し、活動の頻度や参加定員数の変更、感染防止対策など、地域の各種団体にも及んでいます。
- 団体の活動メンバーの高齢化は、民生委員・児童委員とも共通の課題となっています。
- 通常通りの地域活動が叶わない中でも、地域における通いの場や団体活動の継続は、依然として求められているため、持続可能な支援が必要です。

(8) 半島沿岸部地域の担い手強化と移動支援の充実

- 半島沿岸部は、顕著な人口減少とそれに伴う地域の担い手不足、加えて市中心部に比べると各種支援や団体等の地域資源が少ない状況となっています。
- 特に高齢者における移動手段の確保が課題となっており、自動車を所有しなくても利用できるカーシェアリングやICT^{※1}を活用した移動支援の充実が必要です。

(9) 相談窓口の充実と市民との協働による関係者間の連携強化

- 市や関係機関が行っている各種相談窓口の認知度は向上しているものの、必ずしも高くないため、様々な機会を通じた認知度向上の取組が必要となっています。
- 多様な相談に対応するためには、関係各課や関係機関・団体との連携強化が非常に重要となり、市民に対しては相談体制の見える化も必要となっています。
- それとともに、支援や福祉サービス等についての情報を必要とする人が、必要なタイミングで情報を入手できるよう、情報提供の方法の拡充が必要となっています。
- 地域住民による支え合いと行政による公的な支援が、従来の『支え手』、『受け手』という関係性を超えて連携・協働し、切れ目のない支援を行うことが必要です。

(10) 複数の課題や制度の狭間にある課題への対応

- 保健福祉施策は永く、健康づくり、高齢福祉、障害福祉、子ども・子育て支援等、対象者や分野、制度ごとにより行われてきました。近年は、現行の「縦割り」の制度では解決が難しい子育てと介護が同時進行するダブルケアや、高齢の親と無職独身の子の同居による8050問題^{※2}などの課題が顕在化しています。
- 高齢者、障害のある人、子育て支援といった、従来の対象ごとの福祉サービス等の支援の適切な提供に加え、複雑化・複合化した課題の解決に向けて、関係各課や関係機関・団体の連携の強化が必要です。

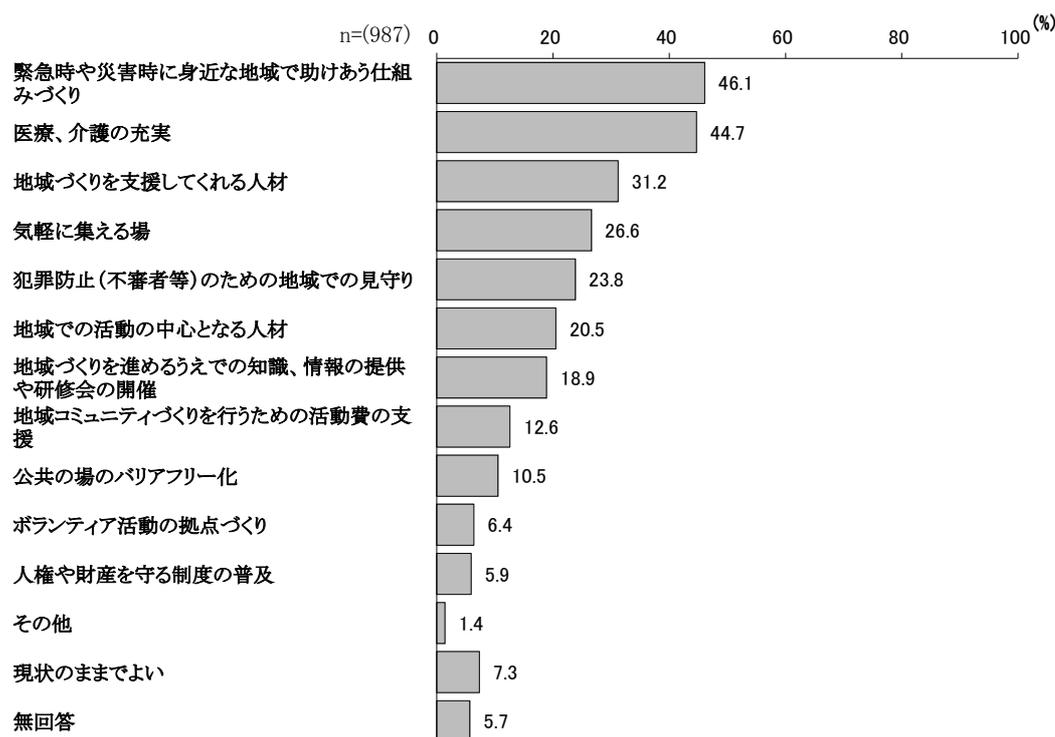
^{※1}Information and Communication Technology の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

^{※2}80代の親と50代の子どもの組み合わせによる生活問題。ひきこもりの子を持つ家庭が高齢化し、50代の中老年のひきこもりの子を80代の親が面倒を見るケースが増えているという社会問題のこと。

(11) 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

- アンケート調査では、緊急時や災害時の地域における助け合いの仕組みづくりが必要と多くの人が回答しています。
- 地域の安全・安心を守る取組は、より良い地域生活の実現に向けて欠かせないものです。安全・安心な生活の実現に向け、災害発生時の避難行動要支援者対策や市内の公共施設等のバリアフリー※¹化やユニバーサルデザイン※²化の推進、交通安全対策や防犯対策等の取組の強化が必要です。

【支え合う地域づくりの推進に必要なこと】



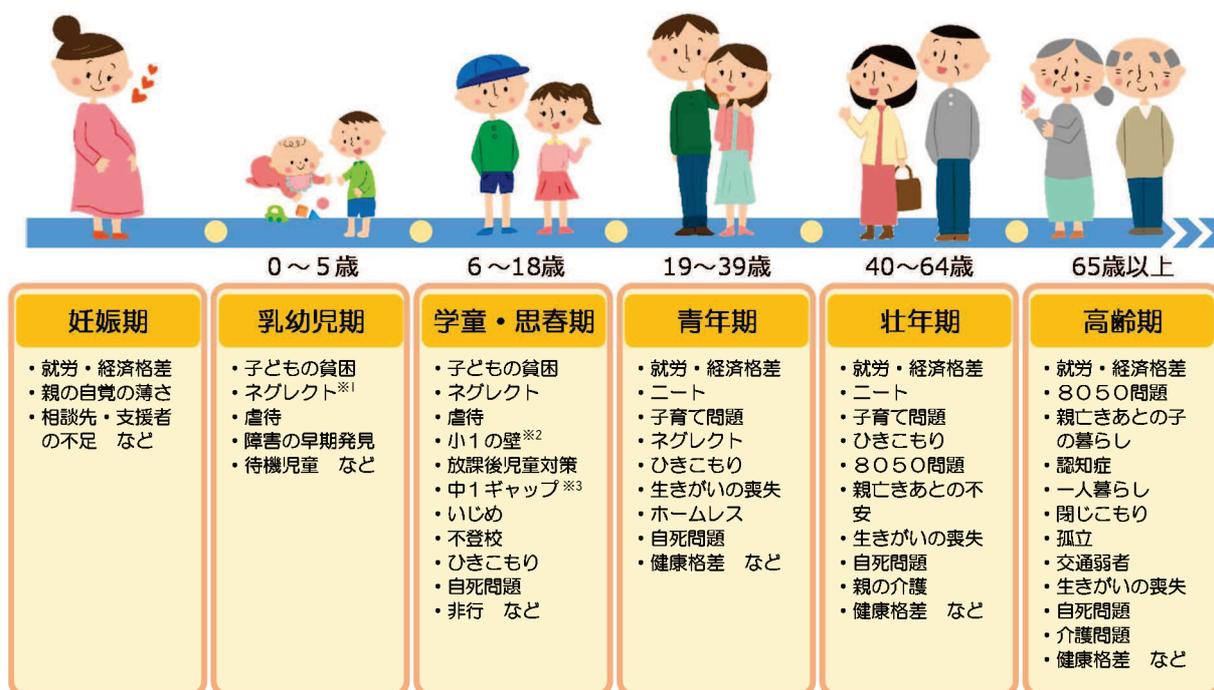
資料：石巻市地域福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）

※¹ 障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。

※² ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

(12) ライフステージごとの課題

○地域福祉の推進により、顔の見える関係が構築され、地域住民の身近な変化に気づき支援へつなげることで、あらゆる世代における課題の把握と解決を目指します。



3 課題のまとめ

本市では、今後も人口減少が続く一方で、高齢化の進行とともに、高齢単身者数についても増加すると見込まれます。市民アンケートからは、地域のつながりの希薄化が進んでいることがうかがえ、さらには、コロナ禍によって、地域の交流が図りにくくなっており、社会的孤立やひきこもりとなる市民の増加が危惧されます。

また、近年では地域における生活課題が複雑化・複合化し、従来の「縦割り」による制度では解決が難しい状況となっており、市民、地域、関係機関、市（関係各課）の連携がこれまで以上に必要となっています。

- ・社会的な孤立を生まない地域づくりの取組が必要
- ・市民、地域、関係機関、市（関係各課）が一体となり、包括的に支援する体制づくりが必要

本計画では、これらの課題を重要な課題と捉え、様々な取組を示し、地域福祉を推進することとします。

※1 幼児・児童・高齢者・障害者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。

※2 共働き家庭やひとり親家庭において、子どもが保育園から小学校に入学した際、小学校では親の退社時間まで子どもを預かることができなくなるために親が直面する問題のこと。

※3 小学校を卒業して中学校へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルなどになじめず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりする現象のこと。